

令和 7 年 3 月 28 日

宮津市議会 3 月定例会を閉会しました

議員定数：次期一般選挙から議員定数を 2 名減じる条例可決

議員報酬：議長の市特別職報酬等審議会への諮問を可能にする関係条例可決

2 月 25 日（火）から 3 月 28 日（金）までの 32 日間を会期とする宮津市議会 3 月定例会（最終日）を 3 月 28 日に開催し、これまでに提案されていた 39 議案と本日追加提案の 2 議案を可決しました。また、議員から提案された 3 議案を可決し、本日で 3 月定例会を閉会しました。

議員提案のうち、市議第 1 号・2 号については、議会活性化特別委員会の「議員報酬及び議員定数に係る調査・検討」に係る中間報告に基づき上程し、定数については現行 14 人から 12 人に改正（次期一般選挙（R8. 7. 10～任期）から施行）。議員報酬については、議長から宮津市特別職報酬等審議会に諮問できるよう議会基本条例の改正の中で規定を設け、令和 7 年度において、諮問手続きを行う予定としています。

■これまでに提案されていた 39 議案を可決

- 令和 7 年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・（16 件：議第 1 号～議第 16 号）
- 字の区域及び名称の変更について・・・・・・・・（議第 19 号）
- 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置
規約の変更について・・・・・・・・（議第 24 号）
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について・・・・・・（議第 25 号）
- 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・・・・（議第 26 号）
- 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について・・・・・・（議第 27 号）
- 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について・・・・・・・・（議第 28 号）
- 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・（議第 29 号）
- 宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について・・・・・・（議第 30 号）
- 宮津市職員の旅費に関する条例の一部改正について・・・・・・（議第 31 号）
- 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・・・（議第 32 号）
- 宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について・・・・・・（議第 33 号）
- 宮津市空家空地対策の推進に関する条例の一部改正について・・・・・・（議第 34 号）
- 宮津市市税条例の一部改正について・・・・・・（議第 35 号）
- 老人医療費の支給に関する条例の一部改正について・・・・・・（議第 36 号）
- 宮津市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・（議第 37 号）
- 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に
ついて・・・・・・・・（議第 38 号）
- 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関す
る条例の一部改正について・・・・・・（議第 39 号）
- 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について（議第 40 号）
- 宮津市都市公園条例の一部改正について・・・・・・（議第 41 号）
- 宮津市都市施設整備基金条例の廃止について・・・・・・（議第 42 号）
- 宮津市水道事業給水条例の一部改正について・・・・・・（議第 43 号）

- 宮津市公共下水道条例の一部改正について……………（議第 44 号）
- 宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について……………（議第 45 号）

■本日追加提案された補正予算 2 議案を可決

- 令和 6 年度宮津市一般会計補正予算（第 13 号）……………（議第 50 号）
- 令和 7 年度宮津市一般会計補正予算（第 1 号）……………（議第 51 号）

■本日市議提案された議案 3 議案を可決

- 宮津市議会議員定数条例の一部改正について……………（市議第 1 号）
- 宮津市議会基本条例の一部改正について……………（市議第 2 号）
- 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について……………（市議第 3 号）

■その他

- 議会活性化特別委員会の「議員報酬及び議員定数の調査・検討」に係る中間報告
別添のとおり
- 議会活性化特別委員会に付議事件「政務活動費の調査・検討」を追加

□ 3 月定例会の議決総件数

提案 51 議案 … 可決 50 件、同意 1 件 報告 1 件…承認
市議提案 3 議案 … 可決

宮津市議会活性化特別委員会

委員長 横 川 秀 哉

1 検討経過

(1) 委員会としての取組（計 32 回委員会を開催）

- ・ R5. 6. 26 付議事件に「議員報酬及び議員定数の調査・検討」を追加し議論を開始
- ・ R5. 7. 20 「適正な議員報酬の算定手法を考える」オンラインセミナー受講
- ・ R5. 11. 20 議員報酬・議員定数に関する宮津市議会市民アンケートの実施
アンケート期間～R5. 12. 26、回答数 473 件
- ・ R6. 5. 14 「適正な議員定数の算定手法を考える」オンラインセミナー受講
- ・ R5. 6. 26～ 報酬・定数について、類似団体比較等の分析等各算定方式に係る検討
R6. 9. 13 など、18 回の委員会を開催し、中間案をまとめる。
- ・ R6. 11. 7～ 中間案について市民団体代表 5 名・学識経験者 2 名との意見交換会
R6. 12. 19 （第 1 回：議員定数、第 2 回：議員報酬、第 3 回：定数報酬一体的）
- ・ R6. 12. 25～ 市民団体・学識経験者との意見交換会の意見を踏まえて、委員間討議
R7. 1. 14 議員報酬及び議員定数について最終案をまとめる。
- ・ R7. 2. 9～10 最終案をもって市民説明会を実施（北部・南部の 2 会場）
- ・ R7. 2. 19 市民説明会での意見を確認の上、最終案どおりすることを決定

(2) 議員報酬・議員定数に関する市内団体からの要望

- ・ R5. 2. 6 宮津市自治連合協議会から要望書を受理
- ・ R6. 11. 8 これからの宮津市議会を考える会から要望書を受理
- ・ R7. 1. 7 宮津市議会をみつめる会から要請書を受理
- ・ R7. 2. 4～5 上記団体へ最終案の報告

2 議員報酬に係る委員会結論

今後も検討を重ね、複数案（現行 3 5 万円維持～4 2 万円）を絞り込みの上、宮津市特別職報酬等審議会に諮問し、当該報酬等審議会の答申をもとに決定する。

《複数案》

- ① 350 千円/月（現行）：支持 6 人
- ② 370 千円/月（20 千円/月増額）：支持 1 人
- ③ 376 千円/月（26 千円/月増額）：支持 2 人
- ④ 408 千円/月（58 千円/月増額）：支持 1 人
- ⑤ 420 千円/月（70 千円/月増額）：支持 1 人
- ⑥ 報酬については、客観的に判断する報酬等審議会に諮問することを当初から主張。
市民団体の代表等の多数の意見は、定数減・報酬増であったことから、議会費の総枠、政務活動費のあり方、物価上昇率などを考慮した上での報酬額を報酬等審議会に諮問する必要があるが、議会費総枠等について更に議論を深めていかないと現時点で具体の数字は示せない。：支持 1 人

《主な根拠》

議員のなり手不足や物価上昇などを踏まえ報酬引き上げ案の議員が半数いる状況において、社会情勢や経済情勢が変化してきている中、報酬額の改定を 2 8 年間行わなかったことから、宮津市特別職報酬等審議会に客観的な判断を求め諮問するのが適切である。

3 議員定数に係る委員会結論

改選後の次期(R8. 7. 10～)から、2人削減の議員定数12人とする。

《主な根拠》

- ① 府内各市の委員会構成は平均7.3人。委員会審査等の機能の維持・発揮のためには、現行の2常任委員会制をできる限り堅持するとともに、1常任委員会に最低6人が必要である。(2委員会×6人/1委員会=12人)
- ② 意見交換会において、7名中5名の方が議員定数12人の方向性を示され、この方向性を重視する。
- ③ 市民の声を反映するため、これまで議員1人当たりの人口はおおむね1,100人から1,200人を確保してきた。この指標と中長期的な人口推移(国立社会保障・人口問題研究所による宮津市の推計人口の試算結果では、10年先の2035年(令和17年)には、12,000人台となることが示されている。)を見据え、12人とするのが適切である。

4 今後の対応等について

- (1) 議員定数12人とする宮津市議会議員定数条例の一部改正及び議長においても宮津市特別職報酬等審議会への諮問ができるよう宮津市議会基本条例の一部改正を、委員会として今定例会に提案する。
- (2) 意見交換会や市民説明会において、議会活動及び議員活動が見えない、見えにくいとのご意見をいただいております。今後、議会だよりの改善やSNSを活用した発信等を検討し、議会活動及び議員活動の見える化を進めていく。
- (3) 府内において3市議会が導入している委員長加算について、今回の検討の中には含まれていないが、今後、より少数での委員会運営となる中で、導入市議会の状況等を研究していく。
- (4) 議会基本条例に基づく政策立案の能力等の向上を図るため、調査研究活動等議員活動に交付される政務活動費の交付対象範囲や運用基準等のあり方について、調査研究していく。

《参考》本委員会が実施した意見交換会及び市民説明会の概要

1 市民団体・学識経験者との意見交換会における意見

◆議員報酬に関するご意見

・委員会の中間まとめとして、現行報酬維持、増額(①360千円、②376千円)の3案を提示

支持する結論		支持された状況	理由等
減額及び現状維持		1名	サラリーマンで考えた場合、1期目から350千円/月の支給は額が大きい。条例や制度において可能ならば、若い期数の報酬は下げ、期数の経験に応じてベースアップする方法がよい。
現状維持		1名	現行の報酬額は、高くも低くもない。 市民アンケートの結果において、報酬が低いので議員になりたくないという意見もあり、なり手不足のことや、報酬を下げると議員活動に影響すると考える。
増額	財源の許す範囲	2名	人材確保の面と、仕事の成果を上げられた方には、それに見合う報酬が必要と考える。 報酬を上げ、頑張っていただけの方に議員になってほしい。
	376千円	1名	議会費総額を上げないことを前提に、議員のなり手の確保のことを考え、類似団体平均でなく現行の350千円をベースに物価上昇率を加味するのがよいが、現議会費予算における定数削減効果を考慮し376千円が妥当。
	385千円	1名	定数と報酬を一体的に考え、1人減で約5,500千円の財源が生まれる。議員1人当たり月35千円(年420千円)の7.6%アップが可能。この30年の物価上昇率10%と比較しても範囲内で妥当。(2人減分は物価上昇率を超える。)
	専業で議員の仕事ができる報酬額(報酬等審議会に諮問)	1名	30代・40代の若い方が専業で議員の仕事ができる報酬を渡すべき。その金額は、報酬等審議会で検討されるのがよい。
計		5名	

◆議員定数に関するご意見

・委員会の中間まとめとして、12人(▲2人)から14人(現行)を提示

支持する結論	支持された状況	理由等
定数12人(▲2人)	5名	人口減少の比率に応じ、定数を考えるべき。 これまでの議員1人当たりの人口を指標に、今後の人口推移も踏まえ検討すべき。 ただし、定数が減りすぎると議員活動できなくなる(議員活動による市民サービスの低下を招く)ので、この指標で定数を考えるのも、ある程度の範囲。その範囲は今後検討が必要である。
定数13人(▲1人)	1名	二元代表制の機能は重要であり、人口減少に応じて定数を削減しすぎると、悪影響があるので、下限を決めておくべき。それまで、人口減少の一定率に応じ定数を削減。今回は、報酬と一体的に考え、物価上昇分は報酬額を引き上げるべきと考えており、財源の観点も踏まえ1名減が妥当。
定数14人(現行)	1名	現推計人口(15千人台)と、これまでの議員1人当たりの人口を勘案して14人が妥当。

2 議員報酬・議員定数見直しに係る市民説明会における主な意見

◆議員報酬に関するご意見

- ・仕事をするのにふさわしい報酬が必要であるなら、定数を削減して報酬を増やすのではなく、堂々と自信を持って予算要求して、報酬をもったらい。
- ・議員報酬の考え方には、仕事量で計算する方式がある。市長報酬に比例しながら、議員報酬を計算する考え方での検討はしていないのか。明確性が足りない。
- ・議員報酬は高いと思う。定数を減らして、その減額予算を報酬アップに使うという考え方は危ないと思う。
- ・議会費の総枠を超えてもいいと思うが、どうやってパフォーマンスを上げるか。
- ・報酬の適正性の判断として、議会・議員の目標を管理する成果の見える化の仕組みが必要ではないか。
- ・議員報酬に関して優秀な人材を集めるための意見があるが、何をもって優秀なのか。報酬を上げたからといって、質のいい人材が集まるとは思わない。優秀な人材というより、志の高い人が市議会議員になるべきだと思う。
- ・若い人に議員になってもらうよう、諮問会議で報酬を上げたらいいか検討してもらったほうがよい。
- ・議員報酬は、現行維持でよい。

◆議員定数に関するご意見

- ・市民の立場からすれば、いろんな課題を汲み取って議会に反映し、市政を変えていく、そういう議員の仕事をしてほしいということが、市民の切なる願い。定数削減を懸念する。
- ・定数削減には反対、将来、やはり周辺地域に影響が出ると感じている。
- ・中長期的な10年先の人口を予測して、今、下げる必要があるのか疑問。
- ・現在欠員1の13人で議会運営ができているのであれば、13人でよい。
- ・定数12人が妥当だと思う。
- ・議員のことを、ちょっと遠くに感じている市民も多い。身近に感じられる議員に。
- ・市民ももっと市政に積極的に参加して、議会での議論にも関心を持つべき。

◆共通のご意見

- ・議員の定数も報酬も誰だって多いほうがいいが、財源に限りがある以上どこかで線を引かざるを得ない。根拠がデータの的に明確に言えれば納得せざるを得ない。
- ・議員の活動を徹底的に公開、公表して議論をするべき。